令和８年（フ）第５０５号
仙台市宮城野区大梶10番30―303号
債務者　田牧愛梨華
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５号
宮城県石巻市渡波字黄金浜173番地　市営黄金浜第二復興住宅１―38号
債務者　中里　憲次
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１７号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山38番地７町営志津川東復興住宅Ｃ棟105号
債務者　佐々木　礼
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１５４号
福島市腰浜町１番５号グループホームかりん、従前の住所福島市西中央一丁目22番地
債務者　川里　麗二
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２９号
福島県白河市新白河一丁目35番地　ソシア新白河Ａ102
債務者　鈴木　通子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２６６号
茨城県那珂市鴻巣3450番地
債務者　秋葉小百合
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２６９号
茨城県鉾田市当間627番地３
債務者　冨田　砂織
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７１号
茨城県水戸市加倉井町589番地の１
債務者　鈴木由利子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１０８号
茨城県取手市井野団地１番17―406号
債務者　石鳥　江梨奈
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
茨城県龍ケ崎市長山６－３－６　ファミーユ202号室
債務者　寺内　ロドーラこと　ＴＥＲＡＵＣＨＩ　ＲＨＯＤＯＲＡ　ＴＯＲＲＥＳ
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４８１号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台二丁目３番地14、前住所東京都中野区本町４丁目７番17号　ウインズ　101
債務者　阿相　元気
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番17号　鶴見ハイツ101号室、前住所栃木県宇都宮市新町２丁目１番９号　ハイムフロイデⅡ―201号
債務者　大澤　唯貴
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２６号
栃木県鹿沼市高谷1163番地
債務者　松崎　裕太
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３８号
栃木県宇都宮市陽南３丁目１番２号　ピュアハピネス102
債務者　山川　和広
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市駒生町1362番地３　フロイデンハイム　Ａ棟101号室
債務者　伊藤真理子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５２号
千葉県八街市富山1314番地64　ルミエールハイツＡ105
債務者　高橋　利紀
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第６０号
三重県名張市下比奈知2257番地
債務者　谷奥　輝夫
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
津地方裁判所伊賀支部